

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(債権者情報)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 財政係		
個人情報ファイルの利用目的	歳入・歳出伝票の作成		
記録項目	1氏名、2法人名、3法人代表者名、4性別、5生年月日、6住所、7口座情報		
記録範囲	津別町に債権を有する個人及び法人		
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人及び相続人、各担当課		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	—		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課財政係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 財政係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(法定調書情報)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 財政係		
個人情報ファイルの利用目的	法定調書作成		
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4個人番号、5支払金額、6源泉徴収税額、7社会保険料等の金額		
記録範囲	津別町より法定調書の交付を受けた者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人、各担当課、歳出伝票情報		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	税務署、市町村税務担当課、本人		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課財政係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 財政係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	津別共同墓地管理台帳(Excel)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 住民環境係		
個人情報ファイルの利用目的	津別共同墓地利用状況の管理		
記録項目	1許可番号、2墓地番号、3指名、4住所、5地番、6許可年月日、7変更内容、8備考		
記録範囲	津別共同墓地を使用する者及び使用区域		
記録情報の収集方法	申請書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	利用者、石材店		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課住民環境係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日):令和6年4月1日

住民企画課 住民環境係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	軽自動車税ファイル(WEBTAWN)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課・徴収業務に利用するため。		
記録項目	1標識、2車種区分、3車台番号、4排気量、5用途、6車名、7型式、8年式、9初度検査年月、10クリーン化特例区分、11原動機型、12車検有無、13車検有効期限、14登録事由、15登録年月日、16異動事由、17異動日、18車両保管場所、19課税区分、20税額、21納入期限、22使用者氏名、23使用者住所、24所有者氏名、25所有者住所、26納税者氏名、27納税者住所、28納付書送付先氏名、29納付書送付先住所、30銀行・支店、31口座番号、32口座名義		
記録範囲	主たる定置所を津別町内に置いている軽自動車所有者		
記録情報の収集方法	津別町及び軽自動車協会、運輸支局に提出された申請書。軽OSSの申請情報。		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	所有者		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	個人住民税ファイル		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課・徴収業務に利用するため。		
記録項目	1氏名、2住所、3支払金額、4給与所得控除後の金額、5所得控除の額、6源泉徴収額、7扶養控除、8社会保険料等の金額、9生命保険料の控除額、10地震保険料の控除額、11住宅借入金等特別控除の額、12控除の種類、13寄附金控除、14課税区分、15税額、16納入期限、17納付書送付先氏名、18納付書送付先住所、19銀行・支店、20口座番号、21口座名義		
記録範囲	賦課期日(1月1日)時点で町内に住所を有する個人及びその被扶養者		
記録情報の収集方法	税務署からび確定申告書類、納税義務者からの住民税申告資料、給与の支払いをする者からの給与支払い報告書、公的年金等の支払をする者からの公的年金等支払報告書等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当		
記録情報の経常的提供先	網走税務署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税ファイル (WEBTAWN)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課・徴収に利用するため。		
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5世帯情報、6資格取得喪失年月日、7所得情報、8所得控除情報、9課税情報、10減免情報、11軽減情報、12課税区分、13税額、14納入期限、15納税者氏名、16納付書送付先氏名、17納付書送付先住所、18銀行・支店、19口座番号、20口座名義		
記録範囲	津別町国民健康保険の被保険者及びその世帯の構成員		
記録情報の収集方法	被保険者及びその世帯の構成員		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当		
記録情報の経常的提供先	北海道国保健康保険連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	固定資産税ファイル(WEBTAWN)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課・徴収に利用するため。		
記録項目	1所有者氏名、2所有者住所、3所在地、4地目、5地籍、6棟・戸数、7家屋番号、8家屋用途・種類・構造、9建築年月日、10床面積、11再建築費、12資産の名称、13取得年月日、14取得費、15耐用年数、16評価額、17課税標準額、18負担水準、19課税標準の特例、20税額の軽減、21共有情報、22異動情報、23課税区分、24税額、25納入期限、26納付書送付先氏名、27納付書送付先住所、28銀行・支店、29口座番号、30口座名義		
記録範囲	賦課期日(1月1日)時点で町内に固定資産を所有する者		
記録情報の収集方法	所有者からの申告、登記済通知書、職員が現地調査等をしたもの		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当		
記録情報の経常的提供先	-		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	-	
	(所在地)	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	-	
	(所在地)	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

住民企画課 税務収納係